

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 行政書士に対する懲戒処分
○保安林の指定
○保安施設地区の指定の予定
○港湾隣接地域の変更(二件)
○土地改良区の定款変更の認可
○土地改良区の定款変更の認可
○土地改良区の定款変更の認可
○開発行為に関する工事の完了(二件)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
○宮城県公報第二九一号(令和四年三月二十九日付け)中
- (市町村課) 一
(森林整備課) 一
(同) 一
(港湾課) 二
(北部地方振興事務所) 四
(東部地方振興事務所) 四
(建築宅地課) 四
(契約課) 四
(教育庁高校教育課) 七
- 一〇

告 示

○宮城県告示第二百六十八号
行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定により、次のとおり
行政書士に対する懲戒処分を行った。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った年月日

令和四年三月二十九日

二 被処分者の氏名及び登録番号

佐々木 和悦 第七七〇六〇三四七号

三 処分の内容

戒告(法第十四条第一号)

四 処分の原因となった事項

法第八条第一項、第九条第二項及び第十二条の規定に違反したこと。

○宮城県告示第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安
林に指定する。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

一 気仙沼市榎槻二八五の二五、二八七の一、二九〇の二・二九一の一(以上二筆について次の図に
示す部分に限る。)、二九四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林
整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第二十九条の規定に
より、次のように保安施設地区を指定する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

本吉郡南三陸町戸倉字近東一六の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

一年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百七十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第三百三十九号で指定した仙台塩釜港(塩釜港区)塩竈市海岸通・港町地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更年月日

令和四年四月五日

二 変更後の区域

1 地域の表示

基点一から水際線に沿って基点六十二まで結んだ線、基点六十二から基点七十二まで順次結んだ線及び基点七十二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

基点二から基点五まで順次結んだ線、基点五と基点三十二を結んだ線、基点三十二から基点五

十四まで順次結んだ線、基点五十四から水際線に沿って基点二を結んだ線により囲まれた区域

基点五十五と基点五十六を結んだ線及び基点五十六から水際線に沿って基点五十五まで結んだ線により囲まれた区域

基点五十七から基点六十一まで順次結んだ線及び基点六十一から水際線に沿って基点五十七を結んだ線により囲まれた区域

2 基点の表示

基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点(北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇二分〇六秒)

基点二 基点一から三二六度二分三九秒六六六・七九メートルの地点

基点三 基点二から三五一度五四分五三秒七一・二七メートルの地点

基点四 基点三から二五五度二八分〇七秒二〇・一二メートルの地点

基点五 基点四から三三三度一五分三四秒二二・二五メートルの地点

基点三十二 基点五から二三九度二三分〇八秒一九・九四メートルの地点

基点三十三 基点三十二から一四〇度四七分五五秒三八・八六メートルの地点

基点三十四 基点三十三から七五度二七分五二秒九・一四メートルの地点

基点三十五 基点三十四から一七一度一七分〇七秒四三・九三メートルの地点

基点三十六 基点三十五から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点

基点三十七 基点三十六から二四一度二三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点

基点三十八 基点三十七から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点

基点三十九 基点三十八から二三四度一五分二秒一七・四〇メートルの地点

基点四十 基点三十九から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点

基点四十一 基点四十から二二四度四四分〇二秒一七・四〇メートルの地点

基点四十二 基点四十一から二二〇度〇〇分〇六秒一〇・九〇メートルの地点

基点四十三 基点四十二から三〇二度四四分四六秒一四・三二メートルの地点

基点四十四 基点四十三から二二一度〇一分二〇秒二一・四六メートルの地点

基点四十五 基点四十四から二〇九度一八分二六秒四・九九メートルの地点

基点四十六 基点四十五から二〇八度二六分五七秒八・三五メートルの地点

基点四十七 基点四十六から二一〇度四八分三一秒二〇・三三メートルの地点

基点四十八 基点四十七から二二〇度一三分二一秒一六・七三メートルの地点

基点四十九 基点四十八から二二八度四九分一八秒一四・八六メートルの地点

基点五十 基点四十九から二三五度四五分五三秒一一・一四メートルの地点

基点五十一 基点五十から二四三度一六分四一秒一七・〇四メートルの地点

基点五十二 基点五十一から二四七度三四分四秒五四・五四メートルの地点

基点五十三 基点五十二から一五七度三五分三七秒一三・六五メートルの地点

基点五十四 基点五十三から二四七度一八分二八秒二二・六八メートルの地点

基点五十五 基点五十四から二四七度一八分二八秒四・四八メートルの地点

基点五十六 基点五十五から二四七度一八分二八秒四五・一一メートルの地点

基点五十七 基点五十六から二四七度一八分二八秒一四一・四四メートルの地点

基点五十八 基点五十七から二四七度一八分二八秒三五・七九メートルの地点

基点五十九 基点五十八から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点

基点六十 基点五十九から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点

基点六十一 基点六十から一九一度〇八分二八秒一八・四九メートルの地点

基点六十二 基点六十一から一九一度〇八分二八秒一七・五一メートルの地点

基点六十三 基点六十二から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点

基点六十四 基点六十三から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点

基点六十五 基点六十四から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点

基点六十六 基点六十五から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点

基点六十七 基点六十六から七五度〇〇分〇秒二〇四・五五メートルの地点

基点六十八 基点六十七から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点

基点六十九 基点六十八から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点

基点七十 基点六十九から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点

基点七十一 基点七十から二二〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点

基点七十二 基点七十一から一八〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇〇メートルの地点

令和四年四月五日

一 変更年月日

令和四年四月五日

二 変更後の区域

1 地域の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百七十二号
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、平成三十年宮城県告示第九百七十四号で指定した表浜港石巻市小測浜地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

基点一から基点三十まで順次結んだ線、基点三十から水際線に沿って基点三十一まで順次結んだ線及び基点三十一と基点一を結んだ線により囲まれた区域
2 基準点及び基点の表示

基準点 石巻市給分浜後山八一四地先二級基準点二B〇九九（北緯三八度一九分二七・九二四〇秒、東経一四一度二八分一五・八〇一八秒）

基点一 基準点から三一五度一九分五〇秒二三四・四九メートルの地点

基点二 基点一から一三四度四三分四一秒三四・一一メートルの地点

基点三 基点二から九〇度〇〇分〇〇秒一六・〇〇メートルの地点

基点四 基点三から一八〇度〇〇分〇〇秒六三・三七メートルの地点

基点五 基点四から一四五度〇〇分〇〇秒四九・〇五メートルの地点

基点六 基点五から一七九度三〇分三〇秒二二・八四メートルの地点

基点七 基点六から九〇度〇〇分〇〇秒四・八一メートルの地点

基点八 基点七から一七九度五九分五七秒六九・四一メートルの地点

基点九 基点八から二三〇度五八分一八秒五・三九メートルの地点

基点十 基点九から二四二度一八分四二秒三四・〇一メートルの地点

基点十一 基点十から二六二度三六分〇一秒三六・四三メートルの地点

基点十二 基点十一から二二三度四八分〇三秒三二・五〇メートルの地点

基点十三 基点十二から二四三度一九分五八秒三五・三五メートルの地点

基点十四 基点十三から一七九度五三分四一秒一六・八八メートルの地点

基点十五 基点十四から二七〇度〇一分三〇秒四三・五〇メートルの地点

基点十六 基点十五から〇〇度〇三分〇九秒三・二七メートルの地点

基点十七 基点十六から二七〇度〇二分三三秒一七・四八メートルの地点

基点十八 基点十七から一七九度五六分二三秒五六・九八メートルの地点

基点十九 基点十八から二二〇度一三分五〇秒一九・九四メートルの地点

基点二十 基点十九から二七〇度〇〇分〇〇秒二・九三メートルの地点

基点二十一 基点二十から一七九度五五分四六秒一三・〇〇メートルの地点

基点二十二 基点二十一から二二五度二一分五二秒六一・六一メートルの地点

基点二十三 基点二十二から二六九度五六分五五秒七一・三三メートルの地点

基点二十四 基点二十三から二〇九度一〇分〇九秒一・四一メートルの地点

基点二十五 基点二十四から二六九度五七分五九秒三〇・七八メートルの地点

基点二十六 基点二十五から一六八度二八分三五秒二二・一五メートルの地点

基点二十七 基点二十六から二五八度二八分四〇秒一九・〇〇メートルの地点
 基点二十八 基点二十七から三四八度二八分二九秒四六・四二メートルの地点
 基点二十九 基点二十八から三四八度二八分三二秒二八・四五メートルの地点
 基点三十 基点二十九から二六九度五六分〇一秒六三・八六メートルの地点
 基点三十一 基点三十から四三四度四三分〇一秒五二・〇五メートルの地点

○宮城県告示第二百七十三号

大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月二十九日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月五日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 佐々木 均

○宮城県告示第二百七十四号

石巻市蛇田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月二十九日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月五日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小 林 一 裕

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年四月五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市愛鳥笠島字学市三番、四番一、四番三、四番四、四番五、四番六、二十五番一

名取市愛鳥笠島字桜町二十二番地

株式会社渋谷木材店

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
巨理郡巨理町逢隈高屋字堂田四十二番十一（第二工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
巨理町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 令和四年度県債川内沢ダム一〇〇一号

2 工事名 川内沢ダム本体工事

3 施工場所 一級河川名取川水系川内沢川 名取市愛鳥笠島地内

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和八年三月二十五日まで

5 工事概要 重力式コンクリートダム

堤高 三十九・七メートル

堤頂長 百四十五・〇メートル

本体基礎掘削 四九、五一〇立方メートル

堤体コンクリート 五四、三五〇立方メートル

基礎処理工

コンソリデーショングラウチング 一式

カーテンググラウチング 一式

仮設備工 一式

6 予定価格 四、九四四、一七三、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（技術提案型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
- (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者並びに2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
- (三) 結成は、自主結成であること。
- (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

- (一) 共同企業体におけるすべての構成員
 - (1) 令和四年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
 - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
 - (4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
 - (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。
 - なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。
 - (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
 - なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並び

に支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- カ 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

- (1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。
 - (2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (3) 平成二十四年度以降において、重力式コンクリートダムもしくは台形CSGダム本体工事（いずれもダム高十五メートル以上に限る。）を元請けとして施工した実績（共同企業体としての実績は、構成員であつた場合を含む。）を有すること。
 - (4) 現場施工に着手する日までに、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）
- (三) 共同企業体における代表者以外の構成員

- (1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上であること。
- (2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 現場施工に着手する日までに、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 千葉 佳道

2 担当課及び担当班

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）
宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二一三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

- (一) 契約条項を示す場所 2と同じ
- (二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間
令和四年四月五日（火）から令和四年四月十九日（火）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び令和四年五月二日（以下「休日等」という。）を除く。）午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

令和四年四月五日（火）から令和四年六月八日（水）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

令和四年六月九日（木）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年六月十日（金）午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 一八〇三会議室（宮城県行政庁舎十八階）

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の3により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

令和四年四月五日（火）から令和四年四月十九日（火）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。
七 入札の無効

本人札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

十二 概要

Summary

1 Name of Construction : Construction of Kawachisawa Dam
2 Details of Construction : Concrete gravity dam Height of dam : H = 39.7M Length of dam : L=145.0M Others

3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL.: 022-211-3336

4 Deadline for Application for Bid Submission : April 19th, 2022, 5:00 p.m.

5 Person in Charge of Bidding: Yoshinichi Chiba, Director, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

6 Deadline for Bid Submission : June 9th, 2022, 5:00 p.m.

7 Place for Bid Selection : Conference Room 1803, Miyagi Prefectural Government Building 18th Floor, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture

8 Time for Bid Selection : June 10th, 2022, 10:00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末等調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から令和四年十二月十六日まで

- 4 施行場所 宮城県仙台第一高等学校ほか仕様書のとおり
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五）へ令和四年四月八日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二二一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

令和四年四月八日（金）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年四月八日（金）から令和四年四月十三日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年四月十三日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年四月十五日（金）午前九時から令和四年四月十八日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年四月十八日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年四月十九日（火）午前十時 宮城県庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないこととされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items or Services to be Procured : Educational Tablet Computers for Miyagi Prefectural High Schools and Network Installation (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to December 16, 2022 (Fri).

3 Places of Implementation : Miyagi Prefecture Sendai Daichi High School and other locations.

4 Deadline and Place for Bid Submission : April 18, 2022 (Mon), 5 : 00 p.m. Administration Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan

5 Place and Time for Bid Selection : April 19, 2022 (Tue), 10 : 00 a.m. Upper Secondary School Education Division, Miyagi Prefectural Government Building 16th Floor.

6 Contact Information : Administration Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan. Tel. 022-211-3623

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

正 誤

○宮城県公報第二九二号(令和四年三月二十九日付け)中

ページ

一九

上

行

八
前
から

正

2 土木一式工事における建設業
法第二十七条の二十九第一項に
規定する総合評定値が、九百五
十点以上であること。

誤

2 土木一式工事における建設業
法第二十七条の二十九第一項に
規定する総合評定値が、千二百
点以上であること。